



(通算4号)

生徒指導だより(R6第4号)

令和6年7月8日

盛夏の候、保護者の皆様におかれましては、ご健勝のことと拝察申し上げます。

3者面談も終わり、3年生は自分の進路の実現に向けて一生懸命取り組み、2年生は高校生活を1年終えて学習面や部活動など充実した日々を送り、1年生は学校生活にも慣れて疲れも出ていると思います。何かあれば、担任の先生とよく相談し、自分の目標に向かって日々充実した学校生活を送れるように努力しましょう。期末考査も終わり、夏休みが間近に迫っています。長期休みになると基本的な生活習慣が乱れがちです。様々な問題行動や交通事故は基本的な生活習慣の乱れから生じます。学校から宿題や課題が出された場合は計画を立てて行き、自ら学ぶ意欲を持ち、Chromebookなどの情報端末も使用して効果のある学習をしてください。また補習や補講がある場合には積極的に参加し、自分自身の探究心や向上心を養ってください。

夏休みに充実した日々が過ごせるように今から目標を見つけて計画を立てましょう。

県下一斉マナーアップ運動

6月14日(金)の登校時に職員・PTA役員の方々に県下一斉マナーアップ運動を行いました。「ヘルメット着用」の文字を入れた旗を掲げながら学校の周辺8カ所で行いました。着用率は年々上がっていますが、自転車のハンドルにぶら下げて被らない生徒もいるのが現状です。交通事故数も多いので、引き続き生徒の交通事故防止と交通マナーの向上、生徒の命を守るために自転車ヘルメットの着用推進を様々な形で引き続き指導していきたいと思っております。マナーアップ運動は9月・1月にも予定しています。



7月は青少年の非行・被害防止強調月間

7月は全国的に「青少年の非行・被害防止全国強調月間」です。近年スマートホンやSNSをはじめとする様々な機器・サービスが急速に普及し、青少年のインターネット利用時間が増え不適切な利用による犯罪やトラブルに巻き込まれる機会が増えています。「フィルタリングの利用」、「インターネットの活用能力の向上」、「ペアレンタルコントロールの対応」等について啓発が強化されます。

大切な生徒が、「性被害」「薬物乱用」「いじめ」などの犯罪や被害に遭わないために、学校だけでなく、家庭・地域の協力が欠かせません。引き続き学校として啓発活動を様々な形で実施していきますので、ご理解とご協力をよろしくお願ひします。

注意) 令和5年7月から施行される道路交通法改正による電動キックボードについて

以前通知や集会等で伝えたとおり、本校では通学時(土日の部活動等も含む)における電動キックボードの利用は生徒の安全性を考慮してできません。

前工の教習規定について

これまでご連絡させていただいてきましたが、運転免許取得に関しては、本校の教習規定の遵守をお願いします。夏季休業中等における無断教習・無断取得のないよう、ご家庭のご理解とご協力と、生徒へのご指導も併せてお願いします。



- ・四輪教習は、3学年の進路が決定した生徒に対し、2学期中間考査最終日(10月4日(金)予定)以降の教習開始を認めます。
- ・二輪に関しては、必要のない免許取得は認めておりません。

※フル電動自転車は道路交通法上「二輪車」に区分されます。

不明な点等ある場合は、担任または生徒指導部までお問い合わせください。